

警備業法の改正に伴う標識の掲示について

令和6年4月1日付けで警備業法が一部改正され、都道府県公安委員会が警備業者に交付していた、書面による「認定証」が廃止されました。

認定制度に変更はありませんが、今後は認定の番号や有効期間等を記載した「標識」の形で警備会社の主たる営業所に掲示するとともに、インターネット上（自社のウェブサイト）でいつでもどこでも、閲覧できるようにすることが義務付けられました。

なお、警備業者以外の者が、当社の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は当社以外のウェブサイト等に掲載することは禁止されていますのでご注意ください（警備業法第6条第2項）。